

(目的)

第一条 この法律は、棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明確にするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「棚田」とは、傾斜地に階段状に設けられた田をいい、「棚田等」とは、棚田及び棚田に類する形狀の農用地(農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)第三条第二項に規定する農用地をいう。)をいう。

2 この法律において「棚田地域」とは、自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成していると認められる棚田を含む一定の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

3 この法律において「棚田地域振興活動」とは、棚田地域の振興に関する活動及び棚田地域内の棚田等の保全に関する活動をいう。

(基本理念)
第三条 棚田地域の振興は、棚田地域の有する農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能が維持され、国民が将来にわたってその恵みを享受することができるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等(棚田地域における定住及び他の地域の住民がその住所のほか棚田地域に居所を有することをいいう。)並びに国内及び国外の地域との交流を促進することを旨として、行わなければならない。

2 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、農業者の組織する団体、地域住民その他の者が地域の特性に即した棚田地域の振興を図るためにする自主的な努力を助長すること並びに多様な主体の連携及び協力を促進することを旨として、講ぜられなければならない。
(国等の責務)
第四条 国は、前条の基本理念にのつとり、棚田地域の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、棚田地域の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(基本方針)
第五条 政府は、棚田地域の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項

二 棚田地域の振興に関する施策に関する基本的事項

三 第七条第一項の規定による指定棚田地域の指定に関する基本的事項

四 第八条第一項に規定する指定棚田地域振興活動計画に関する基本的事項

五 第八条第二項第一号の指定棚田地域振興活動計画に関する基本的事項

六 第十条第三項の指定棚田地域振興活動計画に関する基本的事項

七 前各号に掲げるもののほか、棚田地域の振興に関する重要な事項

八 第四項から前項までの規定は、都道府県棚田地域振興計画の変更について準用する。

(指定棚田地域)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県における棚田地域の振興に関する基本的な計画(以下この条並びに第八条第三項及び第七項において「都道府県棚田地域振興計画」という。)を定めなければならない。

2 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県棚田地域振興計画)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県における棚田地域の振興に関する基本的な計画(以下この条並びに第八条第三項及び第七項において「都道府県棚田地域振興計画」という。)を定めなければならない。

2 前二項の規定は、次に掲げるものとす

一 指定棚田地域振興活動に関する計画(以下「指定棚田地域振興活動計画」という。)を作成すること。

二 指定棚田地域振興活動の実施に係る連絡調整を行うこと。

三 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

一 棚田等に関する事項

二 棚田地域の振興に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

一 棚田地域の振興の目標

二 都道府県棚田地域振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 前二号に掲げるもののほか、棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

一 都道府県棚田地域振興計画は、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域持続的発展計画そ

の他法律の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

2 都道府県は、都道府県棚田地域振興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

(基本方針)
第五条 政府は、棚田地域の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 棚田地域の振興の意義及び目標に関する事項

二 棚田地域の振興に関する施策に関する基本的事項

三 第七条第一項の規定による指定棚田地域の指定に関する基本的事項

四 第八条第一項に規定する指定棚田地域振興活動計画に関する基本的事項

五 第八条第二項第一号の指定棚田地域振興活動計画に関する基本的事項

六 第十条第三項の指定棚田地域振興活動計画に関する基本的事項

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県棚田地域振興計画の作成についての提案をすることができる。

8 前項の提案を受けた都道府県は、当該提案を踏まえた都道府県棚田地域振興計画を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

9 都道府県は、都道府県棚田地域振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、都道府県棚田地域振興計画の変更について準用する。

(指定棚田地域)

第七条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、都道府県の申請に基づき、棚田地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを指定棚田地域として指定する。

一 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること。

二 当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施される見込まれること。

三 市町村の提案に基づくものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 前項の提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき第一項の申請をするか否かについて、第一項の申請をすることについての提案をすることができる。

5 市町村及び前条第五項に規定する棚田地域振興活動に参加する者は、都道府県に対し、第一項の申請をすることについての提案をすることができる。

6 前各号に掲げるもののほか、指定棚田地域振興活動に関する事項

一 指定棚田地域振興活動の目標

二 指定棚田地域振興活動の期間

三 指定棚田地域振興活動には、基本方針に即して(都道府県棚田地域振興計画が定められているときは、基本方針に即するとともに、都道府県棚田地域振興計画を勘案して)、次に掲げる事項を記載するものとする。

4 前項の提案を受けた都道府県は、当該提案に基づき第一項の申請をするか否かについて、第一項の申請をすることについての提案をすることができる。

5 市町村及び前条第五項に規定する棚田地域振興活動に参加する者は、都道府県に対し、第一項の申請をすることについての提案をすることができる。

6 主務大臣は、第一項の規定による指定をする都道府県の申請に基づき、当該指定を解除することができる。この場合においては、第二項及び前項の規定を準用する。

7 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。第八条第一項において同じ。)その他の棚田地域振興活動に参加する者は、都道府県に対し、都道府県棚田地域振興計画の作成についての提案をすることができる。

(指定棚田地域振興協議会)

第八条 前条第一項の規定による指定があつたときは、当該指定に係る指定棚田地域を管轄する市町村は、次項に規定する事務を行つたため、当該市町村のほか、農業者、農業者の組織する団体、地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。この場合においては、第五項の規定を準用する。

7 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。この場合においては、第五項の規定を準用する。

8 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

9 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

10 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

11 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

12 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

13 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

14 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

15 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

16 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

17 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

18 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

19 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

20 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

21 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

22 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

23 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

24 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

25 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

26 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

27 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

28 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

29 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

30 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

31 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

32 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

33 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

34 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

35 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

36 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

37 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

38 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

39 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

40 前項に定める場合のほか、主務大臣は、指定地城住民、特定非営利活動法人その他の指定棚田地域に係る棚田地域振興活動(以下「指定棚田地域振興活動」という。)に参加する者に該当しなかつたと認めるときは、同項の規定による指定に係る都道府県の意見を聴いて、当該指定を解除することができる。

掲げる事項については、エコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）第五条第二項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想（第十三条において単に「エコツーリズム推進全体構想」という。）が作成されている場合に限る。一定住等・地域間交流事業（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第三条各号に掲げる要件に該当する地域に係る同法第五条第二項第二号又は第三号に規定する事業又は事務であつて同法第七条第二項の交付金を充てて実施をしようとするもののうち、指定棚田地域振興活動に関するものについて、指定期間に掲げる事項に該当する事項。

二 エコツーリズム推進法第五条第三項各号に掲げる事項に相当する事項であつて指定棚田地域振興活動に関する事項。

三 指定棚田地域振興活動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

前項の規定は、指定棚田地域振興活動計画の変更について準用する。

四 指定棚田地域振興活動参加者は、市町村に対し、協議会を組織することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して（都道府県棚田地域振興計画が定められているときは、基本方針に即するとともに、都道府県棚田地域振興計画を勘案して）、その提案に係る協議会が作成すべき指定棚田地域振興活動計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

五 指定棚田地域振興活動参加者で協議会の構成員でないものは、市町村に対して書面でその意思を表示することによつて、自己を当該市町村が組織した協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

六 協議会の構成員は、相協力して、指定棚田地域振興活動計画の実施に努めなければならない。

七 第九条 国は、協議会の構成員に対し、指定棚田地域振興活動計画の作成等に関する援助を行うよう努めるものとする。

八 第十条 市町村は、その組織した協議会が指定棚田地域振興活動計画を作成したときは、主務大臣は、前項の規定により第三項の認定を取り消したときは、その旨を公表しなければならない。

九 第十一条 主務大臣は、前条第三項の認定に係る市町村に対し、認定棚田地域振興活動計画の実施の状況について報告を求めることができる。

第十条 市町村が、第八条第四項第一号に掲げる事項が記載された指定棚田地域振興活動計画

（指定棚田地域振興活動計画の認定等）

第十一条 市町村は、その組織した協議会が指定棚田地域振興活動計画を作成したときは、主務省令で定めるところにより、当該指定棚田地域振興活動計画について主務大臣の認定を申請することができる。

二 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事が経由して行わなければならぬ。

三 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた指定棚田地域振興活動計画が次に掲げる基準に適合すると認めるとときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該指定棚田地域振興活動計画の実施が指定棚田地域の振興又は指定棚田地域内の棚田等の保全に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると認められるものであること。

四 指定棚田地域振興活動計画が第十条第一項又は第五項の認定を受けたときは、当該認定の日ににおいて、当該事項に係るエコツーリズム推進全体構想についてエコツーリズム推進法第六条第二項又は第五項の認定があつたものとみなす。

五 第十三条 第八条第四項第一号に掲げる事項が記載された指定棚田地域振興活動計画が第十条第三項又は第五項の認定を受けたときは、当該認定の日ににおいて、当該事項に係るエコツーリズム推進全体構想についてエコツーリズム推進法第六条第二項又は第五項の認定があつたものとみなす。

六 第十四条 国は、認定棚田地域振興活動計画に基づく指定棚田地域振興活動を支援するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（財政上の措置等）

七 第十五条 国は、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業について、その内容を取りまとめ、公表するものとする。

（人材の育成及び確保）

八 第十六条 国及び地方公共団体は、棚田地域振興活動を担うべき人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（棚田地域振興連絡会議）

九 第十七条 政府は、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する棚田地域振興連絡会議を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行ふものとする。

（主務大臣等）

十 第十八条 この法律における主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

十一 第十九条 附則（令和三年三月三一日法律第一九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（附則第九条の規定は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。）

（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則第九条の規定は、公布の日から施行する。）

（この法律の失効）

二 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の失効）

三 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

六 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

七 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

八 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

九 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十一 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十二 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十三 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十四 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十五 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十六 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十七 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十八 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

十九 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十一 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十二 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十三 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十四 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十五 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十六 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十七 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十八 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

二十九 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十一 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十二 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十三 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十四 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十五 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十六 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十七 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十八 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

三十九 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十一 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十二 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十三 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十四 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十五 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十六 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十七 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十八 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

四十九 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十一 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十二 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十三 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十四 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十五 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十六 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十七 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十八 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

五十九 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）

六十 この法律は、令和七年三月三十一日限り、そ

れの効力を失う。

（この法律の失効）